

公益財団法人東京都福祉保健財団評議員会規程

平成24年4月1日
規程第12号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）の評議員会に関する事項について定め、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(役員等の出席)

第2条 理事長（理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは副理事長）は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

- 2 前項以外の理事及び監事は、法令の定めがある場合のほか、議長の許可を受け評議員会に出席することができる。
- 3 財団の事務局職員は、理事、監事を補佐するため、評議員会に出席することができる。
- 4 評議員会は、必要に応じて、前各項に定めるもの以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(招集権者)

第3条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長が招集する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を付して評議員会の招集を受けたときは、評議員会を招集する。

(招集手続)

第4条 理事長は、評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の1週間前までに、各評議員に対して評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(欠席)

第5条 評議員は、評議員会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第6条 評議員会の議長となるものは、公益財団法人東京都福祉保健財団定款第19条の規定の定めによる。

(出席状況の報告)

第7条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、評議員の出席状況を評議員会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、財団の事務局職員をして行わせることができる。

(役員等の報告・説明)

第8条 議長は、議題を付議した後、出席した役員等に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。この場合において、役員等は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第184条の規定による評議員の提案にかかる場合にあつては、議長は、当該評議員に議案の説明を、役員等に対しては上記提案に対する意見を求めるものとする。

(報告の省略)

第9条 理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項は評議員会への報告があつたものとしてみなす。

(欠席者に対する通知)

第10条 理事長は、欠席した評議員に対して、評議員会の議事の経過の要領及びその結果について遅滞なく報告しなければならない。

(庶務)

第11条 評議員会の庶務は、財団事務局が処理する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。